

練馬区障害者企業実習奨励金支給申請書兼請求書

練馬区長 殿

練馬区障害者企業実習奨励金の支給を申請し、支給決定後に支給確定額を請求します。

なお、練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱第2条に規定する支給対象者であることに相違ありません。（以下のいずれかに✓を入れてください。）

- ☐勤務先、実習先等から賃金、謝礼金、交通費、訓練手当等の支払を受けていません。
- ☐勤務先、実習先等から賃金、謝礼金、交通費、訓練手当等の支払を受けているため、支給額を証明する書類を添付の上、差引き額を申請します。

申 請 日	年 月 日	
申請者兼請求者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒
	生年月日	年 月 日
実 習 先	名 称	
	住 所	〒
実習期間・日数	年 月 日 から 年 月 日まで（ 日間）	
金 額 ・ 内 訳	<u>合計</u> 円	
	内訳 1,000円 × 日 = 円	
	500円 × 日 = 円	
	(小 計) 日 = 円	
	勤務先等からの支給がある場合 <u>支給額</u> 円	
	(小 計) 円－（支給額） 円 = 円	
所 属 施 設 ・ 団 体 等	名 称	
	住 所	〒
	電 話	
	メールアドレス	
	施設長名	

（注意事項）
申請兼請求は、実習終了の翌日から起算して1年以内に行ってください。申請が遅れた場合、原則として奨励金はさかのぼって支給されません。